

令和4年度（第39期）事業計画書

（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）

1. 事業の概要

本協会は、社員たる土地家屋調査士の専門的能力を結集し、公共事業がより一層円滑に推進され、事業の速やかな安定がもたらされるよう、適正かつ迅速な業務の遂行に努めなければなりません。対応が困難な官公署等の登記事件を、適正、迅速に処理し、その成果を不動産登記制度に反映することによって国民の権利の保全に資するという、大きな役割と責任を有しています。

そのため、石川県全域をカバーし、総合的に業務の実施に当たる体制を整えるとともに、社員のたゆまぬ研鑽により常に業務の処理能力の向上に努め、業務の実施において不測の事態が生じた場合にも、組織力を活かした人的な代替性を確保するとともに、万一の場合の損害賠償に対する担保力も備えるなど、公共嘱託登記業務を支障なく円滑に処理できるよう万全の体制を整えていきます。

2. 総務部の所轄事項

- （1） 協会の事務処理に関し、定款、規則及び規程を遵守する。
- （2） 協会事務所維持を適切に行う。

3. 業務部の所轄事項

- （1） 令和4年度の事業受託高予算を2億5千万円とする。
- （2） 不動産登記法第14条第1項の地図作成・国土調査等の地籍整備事業に積極的に関与していく。
- （3） 自主事業に関して、官公署の未登記建物の表題登記等を積極的に推進する。
- （4） 新規業務開発活動を積極的に推進する。
- （5） 他協会や関連団体等との交流により、情報交換・資料収集に努め、業務開発・業務処理にあたり、有効なものについては積極的に取り入れていく。
- （6） 未契約の官公署に対し積極的に啓発活動を行う。
- （7） 一般市民、官公署職員及び本協会社員を対象とした研修会を開催し、社員のスキルアップに努める。
- （8） 成果の検査体制を含め、業務管理システムの運用に努める。
- （9） オンライン登記申請の利用促進を図る。

4. 経理部の所轄事項

- （1） 公益社団法人会計基準に則した財務処理を行う。
公認会計士の指導による財務処理を行う。